

換算表

実績報告書に記載する際の単位は、「トン」(重量)で記入をお願いいたします。

「リットル」や「立方メートル」(容量)で記入している場合は、下記の換算係数(1立方メートル当りのトン数)、又は実績に基づき独自に定める換算係数により重量換算して記入してください。

なお、下記の換算係数は長崎県産業廃棄物税条例に定めるものです。

産業廃棄物の種類	換算係数
(1) 燃え殻	1.14
(2) 汚泥	1.10
(3) 廃油	0.90
(4) 廃酸	1.25
(5) 廃アルカリ	1.13
(6) 廃プラスチック類	0.35
(7) 紙くず	0.30
(8) 木くず	0.55
(9) 繊維くず	0.12
(10) 動植物性残さ	1.00
(11) 動物系固形不要物	1.00
(12) ゴムくず	0.52
(13) 金属くず	1.13
(14) ガラスくず・コンクリートくず((16)を除く。)及び陶磁器くず	1.00
(15) 鉱さい	1.93
(16) がれき類	1.48
(17) 動物のふん尿	1.00
(18) 動物の死体	1.00
(19) ばいじん	1.26
(20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。) 第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00
備考 1 この表の(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物((7)から(20)までに掲げるものを除く。)を(7)から(19)までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法施行令第2条第1号から第12号までの各号にそれぞれ掲げる産業廃棄物をいう。 2 この表の換算係数は、1立方メートル及び1,000リットル当たりのトン数とする。	